

事実婚の解消及び未婚の母子（父子）に関する調書

(平成 22 年 7 月 30 日付雇児福発 0730 第 2 号課長通知)

※児童扶養手当は、あなたが現在いわゆる事実婚状態にある場合は支給されません。以下の項目は、この点を確認するために申告していただくものです。

[illegible]

以下、担当者記入欄 ※未婚による子の出生の場合に記入してください。

【懐胎までの状況】 （知り合ったきっかけ、交際期間、交際の状況及び今後の見込み）				
【父（母）に関する情報】				
・父（母）の現状（就労状況・生活状況）				
・父（母）の養育の意思				
・本人と父（母）との婚姻の意思				
【その他】				
受付年月日	令和	年	月	日
担当者氏名				